

○震災対策推進条例

平成20年10月23日

宮城県条例第62号

震災対策推進条例をここに公布する。

震災対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 予防対策（第12条—第27条）

第3章 応急対策（第28条—第39条）

第4章 復興対策（第40条・第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

宮城県では、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震をはじめとする海溝型の大規模な地震、内陸型の大規模な地震及び地震に伴い発生する津波によって、大きな被害が幾度となく発生してきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づき、県内全域が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定される等具体的な震災対策の必要性が高まっていた。

そのために、県は、様々な震災対策を講じて震災の発生に備えるとともに、その被害の軽減に向けた取組を進めてきたところである。

しかし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波による災害をいう。以下同じ。）は、人知を超えた猛威をふるい、県内で1万人を超える多くの尊い生命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であった。

地震や津波の発生を防ぐことはできないが、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な震災対策を講じるとともに、避難行動をとることの重要性を啓発し、もって県民1人1人の自覚及び努力を促すことによって、震災による被害を軽減することを目指していく。

そのためには、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、男女双方の視点に立ち、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への支援に配慮しつつ、震災に強いまちづくりの実現を目指し、住民が自らを守る「自助」、地域社会の住民がお互いを守る

「共助」、そして行政の施策としての「公助」の適切な役割分担によって震災対策を講じていくことが重要である。

ここに、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、震災対策について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、震災対策に関する基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震又は津波による災害をいう。
- (2) 震災対策 震災に関する予防対策、応急対策及び復興対策をいう。

(平26条例22・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、県民の生命、身体及び財産を震災から保護し、及び県民の安全を確保しなければならない。

2 県は、震災が発生した後の県民生活の再建及び安定を図る等震災からの復興に最大限の努力をしなければならない。

3 県は、前2項の責務を果たすため、県が行う震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

(県民及び事業者に対する協力要請)

第4条 県は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、必要に応じて、県民及び事業者に対して協力を求めるものとする。

(県民等の活動等に対する支援)

第5条 県は、県民及び事業者が行う自主的な震災対策に関する活動に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う震災対策に関する事業に対して、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号の指定公共機関及び震災対策上重要な施設を設置し、又は管理する法人をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）の協力が必要であると認めるときは、当該国等に対して協力を要請しなければならない。

(震災対策に取り組むための体制の整備)

第7条 知事は、第1条の目的を実現するため、県、県民、事業者及び市町村が一体となって震災対策に取り組むための体制の整備に努めなければならない。

(宮城県防災指導員の養成)

第8条 知事は、県、県民、事業者及び市町村が一体となった震災対策を推進するため、地域及び事業所における震災対策に関する活動の中心的な役割を担う者（以下「宮城県防災指導員」という。）の養成に努めなければならない。

2 知事は、宮城県防災指導員を養成するため、必要な講習会の開催に努めなければならない。

(県民の責務)

第9条 県民は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、県、市町村及び大学その他の研究機関が開催する震災による被害の予防等に関する講習会に積極的に参加する等震災に関する知識を深めるよう努めなければならない。

2 県民は、その居住する地域における震災による被害の最小化を図るため、震災による被害の発生が見込まれる場所をあらかじめ確認する等当該地域の状況に常に注意を払うよう努めなければならない。

3 県民は、地震又は津波が発生した場合には、自己の安全を自ら確保するとともに、相互に協力して、その居住する地域の住民の生命、身体及び財産を震災から保護するよう努めなければならない。

4 県民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災による被害が発生した場合には、相互に協力して、自らの生活の再建及びその居住する地域の復興に努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動を通じて社会に貢献することにかんがみ、震災が発生し

た場合においても、その事業活動を継続するための対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業所の所在する地域における震災による被害の最小化を図るため、当該地域の住民と協力して震災対策に関する活動を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、震災対策事業及び国等が行う震災対策に関する事業に協力するとともに、その使用する従業員が震災に関する知識を深めることができるよう配慮するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その使用する従業員を第8条第2項の講習会及び第18条の講習会等に参加させる等震災による被害の最小化を図るための体制の整備に努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(市町村との連携)

第11条 県は、その地域に居住する住民の生命、身体及び財産を震災から保護する責務を有する市町村と連携を図りながら協力して、震災対策事業に取り組むよう努めなければならない。

第2章 予防対策

(震災の発生状況等に関する調査等)

第12条 県は、大学その他の研究機関等と連携し、震災の発生状況及び発生原因、震災による被害の見込みその他震災に関する事項について科学的な調査を行うよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の調査の結果を、震災対策事業計画に反映させるとともに、公表しなければならない。
- 3 県は、前項の規定による公表のほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を公表しなければならない。

(震災に強いまちづくり)

第12条の2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、県民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、震災に強いまちづくりを推進するよう努めなければならない。

(平26条例22・追加)

(耐震化に関する事業に対する助成)

第13条 県は、地震による建築物の倒壊等を防止するため、市町村が行う建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。）

に関する事業に対し、必要な助成を行うよう努めなければならない。

（施設等の地震及び津波に対する安全性の向上）

第14条 県は、その管理する道路、橋梁^{りょう}、ダム、公園、港湾その他の施設及びこれらに附属する設備の地震及び津波に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

（平26条例22・一部改正）

（地震及び津波の情報の収集及び周知のための措置）

第15条 県は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく地震動及び津波の予報及び警報に関する情報を速やかに収集し、周知するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（平26条例22・一部改正）

（電気事業等に係る施設の地震及び津波に対する安全性の向上）

第16条 電気、ガス、水道、通信その他震災対策事業を実施する上で重要な事業を営む者は、当該事業に係る施設の地震及び津波に対する安全性の向上を図るよう努めなければならない。

（平26条例22・一部改正）

（2次災害及び複合災害に対する施策の推進）

第17条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、2次災害（地震又は津波に伴い発生する火災その他の災害をいう。）及び複合災害（地震若しくは津波の発生と同時に又はこれらの発生に連続してこれら以外の異常な自然現象等が発生することにより深刻な被害が生じる災害をいう。）の発生及びその拡大を防止するために必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

（平26条例22・一部改正）

（震災対策に関する啓発活動等）

第18条 県は、市町村及び防災関係機関と連携を図りながら協力して、震災対策に関する啓発活動を積極的に実施し、県民の震災対策に関する意識の高揚に努めるとともに、災害対策基本法第5条第2項の自主防災組織（以下単に「自主防災組織」という。）及び事業者等（事業者及び震災対策に関する連絡調整を行うための団体をいう。以下同じ。）を対象とした講習会等を開催するよう努めなければならない。

（学校における防災教育）

第19条 県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校における防災教育の充実強化を図られるよう努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(自主防災組織に関する支援)

第20条 知事は、市町村長が行う自主防災組織の育成に関する事業に対し、支援を行い、その育成が図られるよう努めなければならない。

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、自主防災組織が行う震災対策に関する活動に対し、支援を行うよう努めなければならない。

(自主防災組織の活動)

第21条 自主防災組織は、震災が発生した場合における応急対策について実践的な知識、技能等を有する者のみならず、多くの地域住民の積極的な参加により、その組織の充実強化に常に努めなければならない。

2 自主防災組織は、常に震災による地域の被害の見込み等地域の現状を十分に把握するとともに、震災対策のために必要な資材又は機材を整備するよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、地震又は津波が発生した場合に地域住民が安全かつ迅速に避難するために必要な情報を記載した地図の作成に努めなければならない。

4 自主防災組織は、その構成員を第8条第2項の講習会及び第18条の講習会等に参加させるよう努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(震災時支援団体の活動環境の整備等)

第22条 県は、震災が発生した場合に震災時支援団体（震災が発生した場合における震災に関する支援活動を目的とする法人その他の団体をいう。以下同じ。）が効果的な活動を行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

2 県は、震災時支援団体と連携を図りながら協力して、県民及び事業者に対し、震災対策に関するボランティア活動についての啓発活動を行うよう努めなければならない。

(要配慮者の支援体制の整備に対する協力等)

第23条 県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよう努めなければならない。

2 県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法第33条の2第1項第1号に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。

3 県は、前2項に定めるもののほか、市町村が行う要配慮者を支援するための施策の支援

を行うよう努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(防災訓練の実施)

第24条 県は、国等と連携を図りながら協力して、震災が発生した場合に適切に対応することを目的とした訓練（以下「防災訓練」という。）を定期的に行うよう努めなければならない。

(自主防災組織による訓練)

第25条 自主防災組織は、防災訓練を実施するよう努めなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練を実施するときは、震災に関する情報の収集及び伝達に関する訓練、地域住民の避難の誘導に関する訓練、地域住民の救助に関する訓練並びに地域住民の応急の救護に関する訓練（以下「情報伝達訓練等」という。）を行うよう努めなければならない。

3 自主防災組織は、必要に応じて、情報伝達訓練等と併せて、地震に伴う津波による被害の最小化を図るための訓練を行うものとする。

(みやぎ県民防災の日)

第26条 県民、事業者及び自主防災組織の震災に関する理解を深めるとともに、県民、事業者及び自主防災組織による震災対策に関する活動の一層の充実を図るため、県民、事業者及び自主防災組織が震災が発生した場合における被害の軽減に向けた取組を積極的に実施するよう努める日（以下「みやぎ県民防災の日」という。）を設ける。

2 みやぎ県民防災の日は、6月12日とする。

(県民等からの意見の反映)

第27条 県民、事業者、自主防災組織及び大学その他の研究機関は、県に対して、震災対策に関する意見を述べることができる。

2 県は、必要に応じて、前項の意見を震災対策事業に反映させるものとする。

第3章 応急対策

(応急体制の確立等)

第28条 県は、震災が発生した場合は、市町村と連携し、速やかに震災への応急対策を実施するための体制を確立し、震災に関する情報を迅速に収集するよう努めるとともに、的確な情報を県民に速やかに周知するよう努めなければならない。

2 知事は、前項の情報の収集及び周知に関し、必要に応じて、国等への協力を要請するものとする。

(防災拠点の整備等)

第29条 知事は、災害応急対策等のため他の地方公共団体等から派遣された者の集結、震災が発生した場合の救援に必要な物資並びに資材及び機材（以下「救援物資等」という。）の集積等のための防災の拠点を整備するよう努めるとともに、市町村の救援物資等の備蓄の状況について把握するよう努めなければならない。

2 知事は、事業者の協力を得て、救援物資等のほか、震災対策に必要な物資並びに資材及び機材の確保に努めなければならない。

3 知事は、救援物資等並びに前項の規定により確保した震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送する手段を確保するため、他の地方公共団体との連携の強化を図るよう努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(救援物資等輸送車両の通行の確保)

第30条 知事は、震災が発生した場合に備え、市町村と連携し、あらかじめ、救援物資等並びに震災対策に必要な物資並びに資材及び機材を輸送するための車両の道路における通行を確保するために必要な事業を行うよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に関する市町村に対する助言)

第31条 知事は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（同法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）の指定に関し、市町村への助言に努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(避難に関する市町村に対する支援)

第32条 県は、震災が発生した場合に備えて市町村が行う県民の円滑な避難行動を可能とするための対策に関し、市町村への支援に努めなければならない。

2 県は、指定緊急避難場所及び指定避難所の迅速な開設及び円滑な運営のために市町村が行う計画の策定及びその実施に関し、市町村への支援に努めなければならない。

(平26条例22・一部改正)

(救助活動の拠点となる土地の確保)

第33条 知事は、震災による被害を受けた者の救助を円滑に行うため、市町村と連携し、救助活動の拠点となる土地の確保に努めなければならない。

(ボランティアの受入体制の整備等)

第34条 知事は、震災が発生した場合にボランティアが震災対策に関する活動を円滑に実施できるようにするため、ボランティアを受け入れるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災対策に関する活動を実施するボランティアの受入れについて調整を行う団体からの求めがあったときは、必要に応じて、職員を当該調整のための業務に従事させ、震災に関する情報を提供する等必要な支援を行うものとする。

(ボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成支援等)

第35条 知事は、震災時支援団体が行う震災対策に関する活動に係るボランティア活動の中心的な役割を担う人材の育成に対する支援及び震災時救援専門ボランティア(震災が発生した場合における円滑な応急対策に必要な専門的な知識、経験、資格等を有するボランティアをいう。)の活用に努めなければならない。

(ボランティアの活動)

第36条 震災対策に関する活動を行うボランティアは、震災対策に関する活動が効果的に行われるよう、県、市町村及び震災時支援団体と連携して活動を行うよう努めなければならない。

(医療活動拠点病院の確保等)

第37条 知事は、震災が発生した場合に震災に関する医療活動を実施するための拠点となる病院を確保するとともに、市町村及び震災が発生した場合に必要な医療に関する法人その他の団体(以下「震災医療関係法人等」という。))と震災が発生した場合における医療活動及び救護活動に関する協定を締結する等必要な医療が提供されるための体制の整備に努めなければならない。

2 知事は、震災が発生した場合に迅速かつ円滑に医療活動及び救護活動が行われるよう、医療機関に対して震災に関する情報を伝達するための手段の確保に努めなければならない。

3 知事は、震災が発生した場合において、傷病者の発生の状況及び震災が発生した地域の医療機関の震災による被害の状況について情報の収集を行うとともに、震災医療関係法人等と連絡調整を図り、医療活動及び救護活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

(帰宅困難者の事前準備)

第38条 震災が発生した場合に徒歩により容易に帰宅することが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)は、震災が発生した場合に備え、あらかじめ、安全に徒歩で帰宅するための経路の確認、家族と連絡するための手段の確認その他必要な準備を行うよう努めな

ればならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第39条 知事は、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保するため、あらかじめ、市町村と連携を図りながら協力して、必要な対策を行うよう努めなければならない。

第4章 復興対策

(震災復興体制の整備等)

第40条 県は、震災による重大な被害が発生した場合は、速やかな震災からの復興を図るための体制を整備するとともに、必要に応じて、震災からの復興を図るための計画を策定するものとする。

(地域復興活動に対する支援)

第41条 県は、県民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び県その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を図るために行う活動に対して、必要に応じて、支援を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第22号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第61号)

この条例は、令和7年10月9日から施行する。